

## 令和8年度須賀川市中学校休日の部活動地域展開実施計画(概要)

「須賀川市中学校休日の部活動地域展開ガイドライン」によるほか、下記により実施します。

### 1 実施内容

- (1) 対 象 市内の中学校及び義務教育学校後期課程に在籍する中学生 (ガイド p4)
- (2) 種 目 準備が整った種目から実施
- (3) 活動頻度 9月から毎月1回(土日のいずれか) / 1回3時間 (ガイド p8)
- (4) 参加費 参加者による費用負担を原則とし、可能な限り低廉な参加費とします。(ガイド p9)

### 2 指導体制(認定指導員の配置基準) (ガイド p6)

活動時は、認定指導者(兼職兼業教師を含む)を2名以上配置します。

但し、活動日に認定指導者が不足した場合には、半数以上の認定指導者とその他のスタッフがいれば、活動することができます。

市の方針

参加生徒数	指導者の配置数
27人以上	3人以上
1~26人	2人以上

※国の基準

参加生徒数	指導者の配置数
27人以上	3人以上
13~26人	2人
5~12人	1人

### 3 市からの財政支援 ※令和8年度予算

#### (1) 認定地域クラブへの謝礼

区分	内訳	備考	参加生徒数	謝礼支払上限人数
団体 謝礼	主任指導者(1,600円/時間) ※当日の責任者 指導者(1,200円/時間) 1回の実施に当たり5,000円を支給	実績報告の 提出が必要	51人以上	5人
			27~50人	4人
			13~26人	3人
保険	指導者・生徒の人数に応じて支給		1~12人	2人

※謝金の金額は、学校部活動による部活動指導員・地域人材活用の基準に準じたものです。

#### (2) 保険の加入 (ガイド p9)

令和8年度は、保険の加入は市が一括で行い、保険料は市が公費で負担します。

#### (3) 施設使用料

認定地域クラブ活動の施設使用料は免除扱いとします。

月に1回の休日の活動としていますが、平日も含め複数回活動する場合も免除扱いとします。

但し、謝金については、月に1回の活動を対象として支給とします。

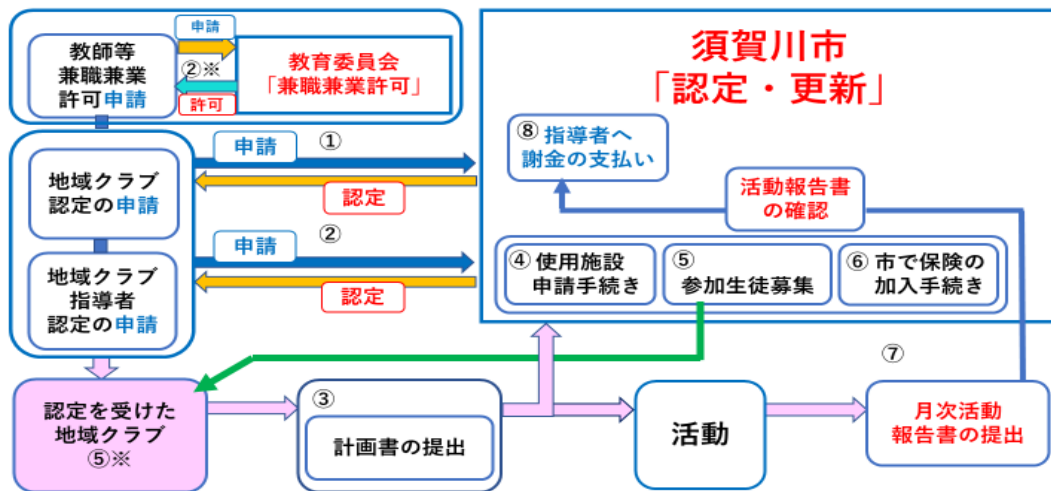
### 4 認定地域クラブ活動参加への移動手段

活動場所までの移動は、参加者及び保護者の責任において行うものとします。自転車利用時は交通ルールを遵守し、ヘルメットの着用に努めるものとします。

<参考>

地域クラブ運営事務の流れ

- ①地域クラブ認定： 各地域クラブが市へ申請し認定を受ける。
- ②指導者認定： 市へ申請し、認定を受ける。  
※ 教師等が指導者の場合は、教育委員会の兼職兼業「許可」を受ける。
- ③活動計画： 認定された地域クラブは事前に「活動計画書」を市に提出する。
- ④施設予約： 認定地域クラブ又は市が施設の予約と申請手続きを行う。
- ⑤参加生徒募集： 認定地域クラブ又は市は中学生徒募集と名簿を作成し、代表指導者に報告する。  
※ 代表指導者は、参加生徒への連絡体制を整備する。
- ⑥保険加入： 認定指導者及び参加申し込みがあった生徒については、市が一括して保険加入手続きを行う。
- ⑦活動報告： 認定地域クラブは、活動終了後、速やかに「月次活動報告書」(別紙様式)を市へ提出する。
- ⑧謝金等： 市は、報告書の確認後支給する。



認定地域クラブ申請及び認定指導者申請並びに生徒の参加申し込みについて

\* 7月上旬に、各認定地域クラブ募集のほか、市ホームページ等により募集内容を周知します。

地域クラブ認定及び指導者認定申込み・生徒の申込み

地域クラブの認定申請に係る提出物	指導者の認定申請に係る提出物	生徒の参加申込み
申込み期間		
7月13日(月)～		8月25日(火)～
①申請書兼誓約書 ※第1号様式・別紙	①申請書・更新申請書 ※第1号様式	①オンラインによる申込み 申込みフォームから 必要事項を入力  ※R8年度は一人1種目のエントリー
②認定要件確認書 第2号様式	②誓約書 第2号様式	
※市から認定通知 第3号様式	※市から認定通知 第3号様式	
③認定地域クラブ 活動計画書提出 第9号様式 * 締切り7月24日(金)		
④認定地域クラブ 活動報告書提出 第10号様式 * 毎月末		

お問い合わせ先

◇文化振興課(小林・塩田)88-9172 E-mail:[bunshi@city.sukagawa.lg.jp](mailto:bunshi@city.sukagawa.lg.jp)  
◇生涯学習スポーツ課(遠藤・中澤)88-9174 E-mail:[sports@city.sukagawa.lg.jp](mailto:sports@city.sukagawa.lg.jp)